

最高裁判所民事判例研究

東京大学判例研究会

民集五四卷七号

三〇 宗教団体がその包括する宗教法人の代表役員に対してした罷免処分が、宗教法人法七八条一項に違反しないとされた事例

宗教法人法二六条・七八条

平成二二年九月七日第一小法廷判決 (平成九年(オ)一〇七七号、法布院
対成田樹道、建物明渡請求事件) 民集五四卷七号二三四九頁

〔事実〕 X寺(原告、被控訴人、上告人)は、宗教法人訴外A宗により建立された寺院である。Y(被告、控訴人、被上告人)は、昭和五八年六月にA宗の代表役員訴外Bから主管に任命され、X寺の本堂及び庫裏(以下「本件建物」という)の占有を開始した。X寺は、昭和六二年四月に法人格を取得してA宗に包括される宗教法人となり、同時にYは、代表役員は主管の職にある者を以て充てる旨を定めたX寺の規則及びA宗の規則に基づき、X寺の代表役員となった。X寺の規則では、代表役員以外に置くべきである三名の責任役員(以下、代表役員でない責任役員を、単に「責任役員」という)はXに所属する壇徒又は信徒のうちからX寺の代表役員が選定する旨、又、当該選定についてはA宗の代表役員の承認を受けなければならぬ旨をそれぞれ定め、A宗規則も同旨の定めをしている。なお、本件建物については、当初A宗の総本山である

訴外C寺名義の保存登記がなされていたが、X寺の設立に伴い、その所有権がX寺に帰属した。

X寺の信徒は、ほとんどが訴外D学会の会員であり、X寺設立当初は、全ての責任役員が同会員の中から選任されていた。しかしながら、平成二年一二月に、A宗とD学会との間に対立が生じたことから、A宗は、平成三年頃以降、その包括する宗教法人に対し、A宗からの離脱防止を狙いとして、D学会の会員以外の者から責任役員を選定するよう指導し始めた。Yも、一旦はA宗の指導に従い、平成四年四月、X寺の信徒のうちからD学会の会員ではない訴外Eら三名を責任役員に選定し、A宗の代表役員であるBの承認を受けたものの、その後、その宗教的信念を貫くためには、X寺とA宗との被包括関係を廃止することもやむを得ないと考えるに至った。

X寺の規則では、規則の変更については責任役員会の全員による議決が必要であることが定められていた。しかし、Yは、A宗との被包括関係の廃止に係る規則変更につきEらの同意を得ることはできないと考え、責任役員を規則変更に賛同する者に入れ替えるため、平成四年一月、A宗ないしBの承認を受けることなく、Eらを責任役員から解任し（以下、「本件解任行為」という）、D学会の会員である訴外Fら二名を後任の責任役員に選定した。同日、Y及びFら新責任役員により開かれた責任役員会において、A宗との被包括関係の廃止に係る規則変更について議決がなされ、A宗に対してその旨が通知された。その後、平成五年一月、Yは、右規則変更につき、所轄庁である訴外G県知事に対し、認証の申請を行った。

これに対し、A宗の総監である訴外Hは、平成五年四月、Yに対し事実の確認を行った上で、A宗の代表役員の承認を受けることなくされた本件解任行為は無効であるから速やかに撤回するよう是正措置を採るべきことを指示し、同月中に同趣旨の訓戒を行ったが、Yは、かかる訓戒に従わなかった。このため、Bは、規則等に違反し訓戒を受けても改めない者は罷免等に処する旨を定めたA宗宗規に基づき、YをX寺の主管から罷免した（以下、「本件罷免処分」という）。

本件は、以上の事実関係の下で、X寺が、本件建物を占有するYに対し、所有権に基づきその明渡しを求めた事案である。第一審（名古屋地判平成八年一月一九日民集五四巻七号二四四〇頁以下）は、概ね次のように判示してX寺の請求を認容した。①X寺の責任役員の解任事由は、A宗宗規に定める事由に限定されるものでなく、X寺代表役員は、責任役員選定権

限と表裏の関係にある同解任権に基づき責任役員を解任することができるが、この解任については選任手続に関する規定の類推適用により、A宗代表役員の承認が必要である(二四五〇～五四頁)。②本件解任行為は、A宗代表役員の承認を受けていないものであるところ、仮にX寺の圧倒的多数の信徒がA宗とX寺との包括関係廃止を望んでいたとしても、本件解任行為を正当化するものではなく、異なる宗教法人・宗教団体間における包括・被包括関係を宗教法人法が認める以上、宗教上の目的を共有する特定の結合関係及び組織一体性を維持するため、いかなる者を責任役員として承認するかは包括宗教団体の裁量に委ねられているものと解される。従って、A宗代表役員の承認を受けずに行われた本件解任行為は正当性がない(二四五四～五五頁)。③本件罷免処分は、宗教団体としてのA宗内部における自治的運営の一環として行われたものと認められ、X寺の責任役員の解任につきA宗代表役員の承認を要するものとした規則の解釈が不合理ないし公序良俗違反あるいは予測不可能であるということはできず、又、本件罷免処分がX寺とA宗との包括・被包括関係の廃止を妨害するためであるとの主張についても、その前提となる本件解任行為に正当性がないことは前記認定のとおりであり、そもそも本件罷免処分は本件解任行為をなしたこと自体ではなくYがA宗の命令にもかかわらず本件解任行為を撤回しなかったことを理由とするものであって、これにより本件解任行為が正当性を持つわけでないから、A宗代表役員に裁量権の逸脱があったということとはできない(二四五五～五七頁)。

これに対して、原審(名古屋高判平成九年三月一二日民集五四卷七号二四五八頁以下)は、第一審判決の判示中、前記①及び②をほぼそのまま維持したが(それぞれ、二四六九～七五頁、二四七五～七八頁)、本件罷免処分の効力につき次のように判示して、X寺の請求を棄却した。すなわち、本件解任行為当時における「A宗とD学会との間の紛争の経緯からして、Yにおいて、本件解任行為につき承認を求めたとしても、A宗代表役員は、被包括関係の廃止を防止する見地からこれに承認を与えることはなかったであろうことは容易に推測できるところである。」又、「A宗が被包括関係廃止の動きに警戒し、その防止に動いていたことからすると、本件罷免処分は、「YによるA宗からの訓戒違反」を理由とするものであるけれども、被包括関係の廃止を防ぐことにその目的があったと認めるのが相当である。」「X寺は、「宗教法人」法七八条は、適法

な被包括関係廃止を理由とする不利益取扱等を禁止しているものであり、違法行為」「まで保護するものではないから、本件においては」同条を「適用する余地はないと主張する。」「なるほど、Yは、A宗代表役員の承認を得ずに、本件解任行為を行い、かつ、本件解任行為につき、A宗の撤回命令に従わなかったことは、X寺の主張するとおりであるけれども、……Yにおいて本件解任行為について承認を求めたとしても、A宗代表役員は、被包括関係の廃止を防止する見地からこれに承認を与えることはなかったであろうことは容易に推測できる上、本件撤回命令の目的も結局は被包括関係の廃止を防ぐことにあつたと認められるから、Yが本件撤回命令に従わなかったことなどを理由とする」A宗による「不利益取扱を容認するときは、結局、被包括関係廃止を理由とする不利益取扱等を禁止する」同条の「趣旨を潜脱する処分を許容することになり、法的正義の観念に照らして容認できるものではない。」従つて、本件罷免処分は宗教法人法七八条に違反し、無効であるといわなければならない(二四七九〜八〇頁)。

この原審判決に対して、X寺が上告した。上告理由は多岐にわたり、①X寺の代表役員資格の認定がないことによる民事訴訟法五八条違反、②本件罷免処分分の宗教法人法七八条該当性に関する理由齟齬、③包括・被包括関係廃止に関する包括宗教団体の信教の自由の侵害による憲法二〇条違反、④不適法な被包括関係廃止に対する宗教法人法七八条適用による法令解釈違反ないし経験則違反、⑤宗教法人法七八条により違法な宗派離脱を認めた法令解釈の誤り、⑥包括団体の処分意図に関する宗教法人法七八条の適用違反、がそれぞれ主張されている。以下の最高裁判旨は、以上の上告理由のうち、②に応えたものである。

〔判旨〕 破棄自判(原判決破棄、控訴棄却)。

一 宗教法人法七八条「の趣旨は、被包括宗教法人の代表役員等が被包括関係を廃止すべく所定の手続に従つて各種の行為をしている場合に、右の者を解任するなどの権限を有する包括宗教団体が、その権限を利用し、右手続の進行に干渉することを禁止するものと解される。」

二 「包括宗教団体及び被包括宗教法人の各規則により、被包括関係の内容の一つとして、被包括宗教法人の責任役員の

選任等につき包括宗教団体の代表者の承認を受けるべきものとするのは、妨げられるものではなく（宗教法人法一二条一項五号、一二号）、また、このような場合に、包括宗教団体の代表者がその権限を行使するに当たり、いかなる信仰上の考え等を有する者をもつて被包括宗教法人の責任役員にふさわしいものとするかは、当該規則等に特別の定めがあるときなどを除き、包括宗教団体の自治的な決定にゆだねられていると解するのが相当である。そうすると、包括宗教団体の代表者が被包括関係を維持することを相当と考え、右権限を行使したために、結果的に、被包括宗教法人において所定の手続に従い被包括関係を廃止することが困難となったとしても、このことから、被包括関係の廃止を望んだ被包括宗教法人の代表役員がその責任役員の解任に必要な承認を受けずにこれを解任すること等が許されると解すべき根拠は、見いだし難い。」

三 「本件においては、被包括宗教法人の代表役員が責任役員を所定の承認を受けることなく解任しその是正に応じなかつたということ懲戒事由として本件罷免処分がされたのであつて、同処分に違法はなかつたものといふべきである。そして、本件罷免処分の際に、A宗が、被包括関係は維持されることが望ましいと考え、同処分に伴つて被包括関係の廃止の実現に支障が生ずるであろうことを予見していたとしても、そのことをもつて、同処分が、宗教法人法七八条一項にいう「被包括関係の廃止を防ぐことを目的として」された不利益の取扱いに当たるといふことはできず、また、これが、被包括関係の廃止を「企てたことを理由として」される不利益の取扱いを禁止する同項の規定を潜脱するものに当たるといふこともできない。」従つて、本件罷免処分は、同法七八条一項に違反するものとは解し難く、同条二項によつてこれを無効とすることはできず、Yは同処分によりX寺の代表役員としての地位を喪失したのであるから、本件建物に対するYの占有権原は消滅したものであるといふべきであり、Xの本件請求は理由がある。

〔評釈〕 一 本件は、包括宗教団体が被包括宗教法人の代表役員に対してした罷免処分の効力が、宗教法人法七八条の解釈をめぐつて争われた事案である。本件は、宗教法人法の重要条文の一つである同条の一般的解釈を示したものであり、判例学説による従来の議論が必ずしも十分とは言えない同法の解釈に関する大きな先例的意義を有するものであるが、その解釈指針の一般的な妥当性と今後の実務に対する影響については、慎重な検討が必要である。以下では、まず、宗教法人法

七八条の沿革について簡単に触れた後(二)、同条の解釈に関する従来の裁判例及び学説を概観する(三)。そのうえで、最高裁と逆の結論を導いた原審判決との比較を中心に最高裁判旨を検討し(四)、判旨の射程と今後の実務に対する影響とについて考察する(五)。

二 宗教法人法七八条は、ある宗教法人が他の宗教団体から包括される関係にある場合、包括宗教団体が当該包括・被包括関係(以下では、特に誤解がない限り、単に「包括関係」という)の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、一定期間内において、当該宗教法人の代表役員等を解任する等の行為を禁止し、これに違反した処分を無効であると規定している。このほか、宗教法人ないし宗教団体の包括関係に関する条文は、同法二六条にも規定されている。規定の内容を概観すると、まず、二六条では、包括関係の設定又は廃止は、被包括宗教法人の規則変更として位置づけられ、かつ、包括関係の廃止については、被包括宗教法人の規則中に包括宗教団体の権限が定められている場合であっても、その権限に関する規則によることを要しない、とされている(二六条一項)。又、宗教法人は、包括関係の廃止等について規則の変更をする場合には、所轄庁への認証申請の少なくとも二カ月前に、信者その他の利害関係人に公告しなければならず(二六条二項)、包括関係を設定する場合には、認証申請前に包括宗教団体の承認を得、包括関係を廃止する場合には、前記の公告と同時に、包括宗教団体に通知をしなければならぬ(二六条三項)。そして、包括宗教団体は、包括関係の設定又は廃止の手續が以上の規定に違反すると認めるときは、その旨を、被包括宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる、とされている(二六条四項)。

この極めて複雑な二カ条の規定が、宗教法人法の中でおよそ整合しない位置に配置されているのは、現行宗教法人法が制定された第二次大戦直後の社会情勢の混乱を反映してのことであると言われている⁽¹⁾。すなわち、宗教法人法の起草者の一人であるウィリアム・ウッドワード(William P. Woodard)によれば、本来なら宗教団体ないし宗教法人の包括関係はすぐれて宗教的な事項であり、政教分離の原則からすれば法律の介入の余地が理論的にはなかった筈であるところ、宗教法人法の前身である宗教法人令(昭和二〇年勅令七一九号)が、包括関係の廃止につき明文の規定を持たなかったことから、包括関係の

廃止をめぐって全国的に大きな混乱が起こり、包括宗教団体、被包括宗教法人、信者、所轄庁の権限ないし利害関係が複雑怪奇となって收拾がつかなくなった状況の下で、関係当事者の妥協を探るために二六条が起草され、さらにその後の起草過程で包括宗教団体が被包括宗教法人の代表役員等を容易に罷免できる等の条項が浮上してきたことから、さらに応急的に七八条の規定を挿入せざるを得なかった、というのである。⁽³⁾このように、宗教法人法七八条は、二六条の規定と共に、宗教法人法制定当時の社会的混乱を背景として、宗教法人ないし宗教団体の包括・被包括関係に係る現実的な利害調整をするための応急的規定として制定された経緯を持つものであるため、現在における同条の解釈に当たっても、かかる経緯を一応念頭に置いておく必要があるように思われる。

三 宗教法人の包括関係廃止に関する効力が争われた従来の最高裁判例としては、最判昭和四一年三月三十一日訟月一二巻五号六六九頁がある。⁽⁴⁾この事件は、被包括宗教法人の住職が包括関係廃止の手續と共に、当時施行された宗教法人法上の規則認証申請を行ったところ、所轄庁によって認証が拒絶され、これを争っている最中に、壇徒からの不信任を理由として包括宗教団体が当該住職を罷免した、というものである。この事件で理論的に最も注目されたのは、所轄庁が宗教法人規則の認証申請に対してどこまでの範囲で審査権限を行使できるかであったが、その前提としての住職の罷免の可否については、包括関係の廃止を理由とするものでなく、壇徒からの不信任を理由とするものであつて適法である、と判示されている。又、下級審判例では、不利益処分がなされた事情や状況が区々であることもあつてか、七八条該当性が肯定された事例と否定された事例とが相半ばしている。⁽⁵⁾これらの裁判例において、その結論に関わらず共通している姿勢としては、宗教法人法七八条を包括宗教団体と被包括宗教法人との利害調整のための規定と位置づけ、包括関係の廃止から不利益処分が行われるに至るまでの背景や経緯を相当詳細に認定し、かかる不利益処分が包括関係廃止を防ぐ目的で行われたか否かを、実質的に判断している点が挙げられる。

他方、学説では、起草者が前述のとおり宗教法人法七八条を妥協の産物として消極的に評価しているのと裏腹に、むしろこの規定を包括関係廃止の状況における信教の自由の具体化として肯定的に位置づけており、⁽⁶⁾二六条と七八条とが一体とな

って被包括宗教法人における信教の自由を保障している⁽⁷⁾、あるいは、七八条は二六条の補充的規定である⁽⁸⁾、として、二六条と七八条の規定の位置関係の不整合についてはそれ程の関心を払わない見解が支配的である。要するに、現在における学説の一般的な傾向としては、信教の自由、特に包括宗教団体からの離脱の自由を中心として議論が構成されているため、七八条の意義がむしろ肯定的に評価されており、起草者による前記の見解は、必ずしも支持を受けていないことが窺える。

もつとも、二六条や七八条については、被包括宗教法人における信教の自由のみが強調され過ぎているのではないか、という条文の具体的内容に関する批判のほか⁽⁹⁾、そもそも、包括関係の設定や廃止は基本的に宗教的事項であり、これらを「規則変更」の一種として所轄庁の認証に係らしめていることは問題であるとの根本的な批判も有力に主張されているが⁽¹⁰⁾、宗教法人法に明文の規定が存在する以上、実務としてはかかる規定を前提とせざるを得ないのが実情のようである⁽¹¹⁾。

四 以上のような宗教法人法七八条に関する立法過程及び判例学説の傾向を踏まえ、以下では、本件の具体的な事案に着目して、原審判決と最高裁判決とを対比しつつ検討を加えることとする。

原審と最高裁とでは、本件の事実関係に係る認定や、X寺及びA宗の規則の解釈、さらに、本件解任行為の正当性に関しては、判断が基本的に一致しており、両判決の唯一にして最大の違いは、本件罷免行為の効力に関する判断である。

すなわち、原審判決は、本件解任行為の背景事情として、A宗とD学会との対立からA宗が被包括宗教法人に対して責任役員をD学会員でない者とするべく指導を行ったことを本件事件発生の原因と位置づけ、又、規則上A宗代表役員の承認がなければX寺は責任役員が選任ないし解任できず、かつ、当時の状況からしてかかる承認を得ることが期待できなかったことを強調して、本件解任行為に正当性がないとする一方で本件罷免行為を無効と判示している（前掲民集二四七九〇頁）。これに対し、最高裁は、七八条の適用を手続に即した包括関係廃止に対する不利益処分が行われた場合に限定し（判旨一）、被包括宗教法人の代表役員ないし責任役員の選任解任については「包括宗教団体の自治的な決定にゆだねられている」として、規則上包括宗教団体が包括関係の廃止を阻止すべく規則等を制定して権限を行使することにより、事実上包括関係の廃止が困難となったとしても、「このことから被包括関係の廃止を望んだ被包括宗教法人の代表役員がその責任役員の解任に

必要な承認を受けずにこれを解任すること等が許されると解すべき根拠は、「見いだし難い」と判示する(判旨二)。そして、本件罷免処分は、YがA宗からの命令を無視したことによる処分であつて違法はなく、宗教法人法七八条には違反しない、との結論を導いている(判旨三)。

以上の原審と最高裁の判断の違いは要するに、宗教法人法七八条の規定を、被包括宗教法人の有する信教の自由ないし包括団体からの離脱の自由を中心として構成し、かかる原則のためにはある程度の規則違反等の違法性がなくなるものと解釈するか(原審)、それとも、同条を包括関係にある宗教法人ないし宗教団体相互間の利害調整の規定であると位置づけたうえで、裁判所は宗教的事項に係る判断をなすべきでなく、包括関係廃止や罷免処分等の手続が、宗教法人法あるいは各宗教法人ないし各宗教団体の規則を遵守しているか否かのみを判断すべきである、と考えるか(最高裁)、の違いであるということができよう。

前述した宗教法人法の沿革から二六条と七八条との関係を考察する限り、宗教法人ないし宗教団体の包括関係の本質が宗教的な側面にあると解釈すべきことは、否定できないように思われる。そして、特定人の宗教上の地位の存否が他の具体的権利又は法律関係をめぐる紛争につき請求の当否を判定する前提問題となつている場合には、裁判所はかかる地位の存否について審判権を有するが、その場合でも、かかる判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるときは裁判所の審判権はないとする、現在のほぼ確定した考え方を前提とするのであれば、包括関係の廃止等においても、裁判所の判断がなされるべき側面は、その実態ないし背景に対してではなく、むしろ手続ないし規則の面に原則として限られるべきであるとの解釈は、自然に導かれるものと考えられる。従つて、本件解任行為の正当性に関する最高裁の判断については、一般論として支持することができるといふことができる。

但し、このように解すると、規則上の要件効果を利用して事実上包括関係廃止を阻止ないし妨害する包括宗教団体が出てくることは、やむを得ないこととして放置せざるを得なくなるが、それが妥当か、という点をさらに議論する必要がある(13)。⁽¹³⁾ 実際、包括関係からの離脱の自由という観点から見れば、宗教法人法二六条四項が包括宗教団体に対して認めて

いる手段が、法律違反の包括関係廃止の認証申請等を所轄庁等に通知すること、とされている以上、違法ないし規則違反の包括関係廃止に対しても、同条同項による所轄庁の不認証のみが包括宗教団体に与えられた唯一の阻止手段であり、その余の不利益処分は一切行つてはならない、との解釈も、理論的には成り立ち得るからである。

最高裁は、この点について、規則等の解釈により事実上包括関係の廃止が困難となったとしても、責任役員を包括宗教団体の承認を受けずに解任することができると解する根拠は見いだし難い（判旨二）、と判示している。この判示からは、少なくとも本件のような状況下で、包括関係の廃止が事実上困難となつてゐることがYによる本件解任行為を正当化するものでない、との考え方は読みとれるものの、さらに進んで、包括関係の廃止に関する裁判所の判断が原則として手続的側面に限られる、との一般論が明言されているとまでは、必ずしも言えないように思われる。又、本件事案に限つて考えるならば、YがEらとの間で何らかの話し合い等を持つことなく本件解任行為に及んだと認定されている以上、仮に原審のような立場を前提としたとしても、本件罷免処分が無効であることを留保なく言えるかについては、疑問の余地が生じないではない。⁽¹⁴⁾このようなことからすれば、本件のみで全ての一般論が論じ尽くされたと考えることは早計であり、上記の問題点については、将来におけるより微妙な事案についての裁判所の判断の中で明らかにされるべき問題として位置づけたうえで、今後の判例の動向に注意することが必要であると思われる。⁽¹⁵⁾

五 本件は、宗教法人法七八条という具体的な内容を持つ条文の解釈に関するものであること、及び、宗教法人ないし宗教団体における包括関係は、その本質に宗教的要素を多分に含むものであり、金銭的調整を以て法律上の解決が基本的に可能と考えられている他の法律関係とはやや異質なものと位置づけざるを得ないことからすると、本件判旨の射程については、専ら宗教法人法の解釈に関するものとして、限定的に捉えるべきであるように思われる。又、本件判旨を前提とした場合における今後の問題としては、前記四で検討したとおり、規則の解釈から事実上包括関係の廃止が不可能ないし困難となつていた場合における解釈をどう考えるべきか、包括関係の設定廃止に関して裁判所が判断すべき事項の範囲はどこまでか、といった点を挙げるができる。

- (1) 二六条は「第四章 規則の変更」の規定であるのに対し、七八条は「第九章 補則」の中の規定である。
- (2) 宗教法人令では、三条三号で、規則の記載事項に「所属教派、宗派又ハ教団ノ名称」が含まれていたことから、宗派離脱も規則の変更手続によって可能であると考えられていたが、規則変更手続に関する六条が、規則の変更について「氏子、崇敬者、檀徒、教徒及信徒ノ総代ノ同意ヲ得ルコト」に加えて、「当該神社、寺院又ハ教会ガ教派、宗派又ハ教団ニ属スルモノナルトキハ尚所属教派、宗派又ハ教団ノ主管者ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス」とされていたことから、宗派離脱の規則変更について所属宗派等の主管者の承認が必要かについて解釈に争いが生じていた。この点については、井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』四六三頁以下（改訂再版、一九七二年）、安武敏夫『宗派離脱に関する類型的考察（一）』宗教法研究一輯六七頁以下（一九七九年）、桐ヶ谷章『被包括関係廃止における被包括宗教法人の保護』創価法学二七卷二二三号九六頁（一九九八年）参照。
- (3) William P. Woodard, Study on Religious Juridical Persons Law, 11 The Society for the Study of the Religious Law 42 et seq. (宗教法研究一一輯逆とじ四二頁以下)（一九九二年）。同論文の翻訳として、ウィリアム・P・ウッダード（古賀和則訳）『宗教法人法の研究』宗教法研究一一輯一三二頁以下（一九九二年）。ウッダードは、これらの規定がなければ宗教法人法はもつと良いものとなっていたであろう、と述べ、これらの規定は今後の改正の中で削除されるべきである、と主張している（Woodard, *Id. at 45*; ウッダード（古賀訳）・同一三四頁）。
- (4) 評釈として、三木義一〔判批〕別ジュリー一〇九号（宗教判例百選第二版）八六頁（一九九一年）参照。
- (5) 肯定例としては、大阪地判昭和三三年五月九日行裁判集九卷五号一〇四七頁、大阪高判昭和五七年七月二七日判時一〇六二号九四頁、横浜地決平成五年六月一七日判タ八四〇号二〇一頁、札幌地判平成九年九月一九日判タ九八二号二九〇頁などが、否定例としては、京都地判平成元年三月二〇日判時一三二七号九六頁、仙台地決平成七年一月一三日判タ九一〇号二一八頁、盛岡地判平成九年二月七日判タ九六二号二三八頁などがある。
- (6) 文化庁文化部宗務課宗教法人法例研究会編『宗教法人法の解説と運用』四〇頁（一九七四年）、大宮莊策『宗教法の研究』七〇五頁（一九七四年）、渡部藩『逐条解説宗教法人法』一四八頁（一九八二年）。その他、二六条と七八条との関係につき論ずる文献については、八木一洋〔本件判解〕最判解説八一六〜一七頁注二五（二〇〇三年）参照。

- (7) 桐ヶ谷章「被包括関係廃止における被包括宗教法人の保護」創価法学二七卷二二三号九四頁以下(一九九八年)。
- (8) 森泉章〔本件判批〕民商一二四卷六号八四二頁(二〇〇一年)。
- (9) 山本宜男「宗派離脱の申請手続上の諸問題」宗教法講座三号二頁(一九七八年)。
- (10) 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』四八二頁以下(改訂再版、一九七二年)。
- (11) 山本宜男・前掲注(9)一五頁以下。
- (12) 代表的な判例として、最判昭和五五年一月一日民集三四卷一号一頁。同事件の解説・評釈として、吉井直昭・最判解説昭和五五年度民事篇一事件(一九八五年)ほか参照。
- (13) 但し、およそ包括関係廃止を防止しようとする規則上の仕組みが全て無効であると解することは、包括宗教法人と被包括宗教法人との関係に対して国家が特定の方向から介入することを意味することとなり、その合理性が逆に問題とされる可能性がある。八木一洋〔本件判解〕最判解説八二六頁以下(二〇〇三年)参照。
- (14) 本間靖規〔本件判批〕判評五一二号一七八頁(二〇〇一年)。
- (15) 本件以降、包括関係の廃止に関する問題が争点とされた事案としては、さいたま地判平成一四年一月二三日判例地方自治三六号八三頁があり、宗派離脱を含む被包括法人の規則変更を認証した所轄庁に対して包括宗教法人が処分の取消を求めた訴えを棄却しているが、これ以外には、特に公表された事件がないようである。

* 本判決の解説・評釈としては、八木一洋・最判解説平成一二年度民事篇三〇事件(二〇〇三年)、同・曹時五四卷二号六四一頁(二〇〇二年)、森泉章・民商一二四卷六号八三七頁(二〇〇一年)、本間靖規・判評五一二号一七五頁(二〇〇一年)がある。又、原審判決の評釈としては、宮川聡・判評四六九号一八四頁(一九九八年)、藤原弘道・判夕九七八号八四頁(一九九八年)、桐ヶ谷章・創価法学二七卷二二三号八一頁(一九九八年)、安武敏夫・龍谷法学三二卷二号二五六頁(一九九八年)がある。

(星野 豊)